

令和4年 第4回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和4年4月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第4回会議議事録

- 1 開催日時 令和4年4月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
報告第 1号 みなかみ町農業委員会選挙規程の一部改正について
報告第 2号 みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第15号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
議案第16号 農地に該当しないことの証明願について
議案第17号 みなかみ町農業委員会会議規則の一部改正について
- 協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)制限除外の農地等移動通知書について
(3)形質変更届について
(4)農地法第5条の規定による許可の取消願について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会
顛 末

みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

議 長

会長議長となり、議事録署名委員に16番田村隆司委員・17番内海美津江委員を指名し議事に入る。

それでは、これより議事に移ります。

報告第1号、2号関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局

よろしくお願いいたします。

報告第1号及び報告第2号につきまして一括してご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

主な内容といたしましては、農業委員会規程による押印箇所について削除をするというものです。

理由といたしましては、内閣府の規制改革実施計画において、地方公共団体における押印省略の見直し方針から、みなかみ町におきましても、押印省略の見直しに取り組んでおります。

このたび、みなかみ町による農業委員会の委員の選任に関する規程の押印を削除することから、農業委員会におきましても、町に準じて同じ取組を行おうとするものであります。

まず、報告第1号 みなかみ町農業委員会選挙規程の一部改正についてでございます。

みなかみ町農業委員会選挙規程(平成19年4月23日農委告示第1号)の一部を別紙のとおり改正するので報告する。

次のページをお開きください。

みなかみ町農業委員会選挙規程の一部を改正する告示(案)でございます。

みなかみ町農業委員会選挙規程の一部を次のように改正する。

記

19条中、「選挙管理委員署名、押印の上」を「選挙管理委員署名の上」に改める。

附則、施行期日。1、告示規則は令和4年4月11日から施行する。

こちらは選挙録の作成及び保存において、署名押印から押印を省略し、署名のみで取り扱う方式に改めるというものです。

続きまして、3ページをお開きください。

報告第2号 みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正についてでございます。

みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程(平成27年12月15日農委告示第13号)の一部を別紙のとおり改正するので報告する。

次のページをお開きください。

みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する告示(案)でございます。

みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を次のように改正する。

記

様式第1号中、中央あたりの氏名の後ろの「印」を省略し「氏名のみ」に改める。

様式第1号別紙、様式第2号及び様式第3号中、印を省略する。

附則。施行期日、1、この告示は令和4年4月11日から施行する。

経過措置。2、この告示の施行の際、現にある告示による改正前の様式による様式は当分の間、これを取り繕って使用することができる。様式にあります押印箇所をそれぞれ省略する方式に改めるといったものでございます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告第1号につきまして、ただいま事務局の説明にあったとおりに承認をしていただけるでしょうか。

(「はい」の声)

よろしくお願いします。

そうすれば、そのとおりに決定させていただきます。

続きまして、報告第2号についてです。

これも事務局の説明があったとおりに、承認をいただいてもよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

報告第1号、2号については承認をされました。

続きまして、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

この件に関しましては、現地の確認調査を4番の高橋公利委員にお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員

4番、〇〇担当、高橋公利です。

4月6日に現地調査並びに聞き取りを行ってまいりました。

場所は、先ほど地図にありましたが、〇〇が通っていて、その右側が〇〇です。その〇〇から〇〇を渡って、その西側という場所になっております。画面変わります、今既にもう果樹が植えてあるんですが、違う方が耕作して、上はそのままです。使われている方が計画的に使うという条件で売買ということになっています。〇〇さん前からですね、何か所かの場所を買われて、交換して集約をされていて、これも最終的には、先ほどの印のあったところの上側ですね。上側の狭いエリアが〇〇さんという方らしくて、その狭いエリアの〇〇さんのところと、ほかの〇〇さんのところを交換して、今、今

度取得したところが〇〇さんが広い面積を取れて、〇〇さんは違うところでまた広い場所になるという、そういう形にするというような最終的な計画があるそうです、というようなことです。

実際取得して、マイナス面は全然ありません。面積、その他ですね、支障、その他は一切ありませんので、非常にこれは価値のある売買じゃないかなと思いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりでございますが、委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いします。

特になければ許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第14号 農地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第14号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年39㎡、使用貸借の通年21,672㎡、利用権存続期間は5年39㎡、10年21,672㎡。畑の賃貸借の通年1,494㎡、使用貸借の通年52,690㎡、利用権存続期間は3年1,494㎡、10年52,690㎡。田と畑の合計は75,895㎡です。貸し手は4戸、借り手も4戸でございます。

9ページから15ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

ただいま説明があったとおりでございますが、この件に対する委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いします。

特になければ申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、決定をさせていただきます。

続きまして、議案第15号 農地利用集積計画に対する意見決定について、こちら側については、一括方式のほうになります。事務局よりお願いします。

事務局

16ページをお開きください。

議案第15号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑の賃貸借の通年9,467㎡、使用貸借の通年937㎡、利用権存続期間は5年3,481㎡、10年6,923㎡。合計は10,404㎡です。貸し手は2戸、借り手も2戸でございます。

18ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

一括方式ということでございますが、委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いします。

特にないようですので、申請どおり承認をしたいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第16号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

19ページをお開きください。

議案第16号 農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

1. 別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

この件に関しまして、5番の廣田委員に現地を確認してもらっておりますので、調査報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当の廣田です。

4月9日、現地を見てきました。

場所的には、〇〇より南東で300mほどのすぐ近くには〇〇があります。その近くになります。面積は19㎡ということで、2m前後のコンクリート水路と、あと、民家の間で段違いが大きく、農地としては不適合と思われます。

以上、ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明をいただきました。写真のとおり面積にも小さい19㎡の場所

でございますが、これにつきまして委員の皆様のほうから質問、意見ありましたらお願いします。

なければ、現況このようになってございますので、非農地の証明を出したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第17号 みなかみ町農業委員会会議規則の一部改正についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

21ページをお開きください。

議案第17号 みなかみ町農業委員会会議規則の一部改正についてでございます。

こちら先ほどの報告1号・2号と同様に、押印省略の見直しによる一部改正でございます。

会議規則ということで自治体の条例に次ぐ重要な決まりとなっていることから、改正に当たっては、総会でのご決定を要するため、規程と分けて上程をさせていただきました。

次のとおり、みなかみ町農業委員会会議規則の一部改正について決定を求める。

次のページをお開きください。

第23条2項中、「2人の委員が署名押印しなければならない」を「2人の委員が署名しなければならない」に改める。

附則、施行期日。1、この規則は令和4年4月11日から施行する。

農業委員会議事録における議事録署名委員の押印を省略する方式に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

この「署名押印」から押印を省略する先ほどの報告1号・2号でお諮りしたとおりでございますが、ご異議なければこのとおり決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように改正を決定したいと思います。

以上で、議事につきましては全部終わりました。

続きまして、協議事項・報告事項に移ります。

1番としまして、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

23ページをお開きください。

報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の皆様から質問、意見ございますか。
なければ届出を受理したいと思いますが、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
では、そのよう決定させていただきます。
続きまして、協議事項の2番、農地法第5条1項各号による届出について説明をお願いします。

事務局 24ページをお開きください。
協議事項・報告事項（2）制限除外の農地等移動通知書について。
農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
2件につきまして、届出がございました。質問、意見ございましたらお願いします。
ないようでしたら、届出のとおり受理させていただきます。よろしくをお願いします。
続きまして、協議事項3、形質変更届による届出についてをお願いします。
事務局、説明をお願いします。

事務局 25ページをお開きください。
協議事項・報告事項（3）形質変更届による届出について報告いたします。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上となります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の皆様から質問、意見ございましたらお願いします。
特になければこのように受理をさせていただきます。よろしくをお願いします。
続きまして、報告事項4、農地法第5条の規定による許可の取消願について、事務局よりお願いします。

事務局 26ページをお開きください。
報告事項（4）農地法第5条の規定による許可の取消願について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可の取消願がありましたので報告いたします。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしくお願いいいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の皆様の方からこの件に関しまして質問、意見等ございましたらお願いします。
特にないようですので、受理をして取消の手続きを取りたいと思います。よ

ろしくお願いします。

以上で協議・報告事項を終わります。

続きまして、その他に移ります。

事務局から何かございましたらお願いします。

事務局

では、事務局から1点おつなぎしたいことがありまして、お時間を割いていただければと思います。

今回、資料で1枚A4縦型ですね、頭に令和4年3月8日付第208回国会提出農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法案という資料を出させていただきました。

おや、と思われた方も多いかと思います。今回、皆さんのご経験を利用して農地法第3条2項5号の別段面積の基準、いわゆる下限面積の設定について確認をいただくという予定でございました。これと併せて、お手元の資料を前回、前々回お配りさせていただいたみなかみ町内で40a、30a及び10aの下限面積設定がございます。これは30、40については1項該当、ほかのは2項該当、10aについては2項該当ということになっておるところでございます。この内容について、プラス特例で農地付き空き家の特例を追加して確認していただく予定でございました。ですが、この資料のとおり、実は3月8日の提出で赤枠でくくらせてもらった右下の③農地の取得に係る下限面積要件の廃止ということにどうも国会に提出されたようでございます。私らもちょっと情報が、前回3月まで皆さんにご審議いただいたところなんです、現段階では廃止するという内容については、ほとんどこちら側の情報として提供があまりないんですが、経過措置として、どうなるのかとか、どうするのかとか、どういうふうに運用しなさいと、そういうお話が全然きこえておりませんので、今までどおりであれば、そのとおり運用したり、お話の中で40aを30aにするようなお話をさせていただいたところなんです、諸資料を確認したところ、要件に満たない可能性が1項については、要件満たない可能性が高い、というのは、区域の該当農家さんの規模ですね。40%を満たないと変更ができないという規定でございます。については、その変更報告ができないと変更ができない可能性がございます。また、撤廃に向かってどういう経過措置もしくは扱いするのかという現段階で、はっきりしていないところですので、今回無理に決めてしまうことは、後でまた混乱が起こる可能性があるかと判断した上で、今回確認を延長させていただきました。

はっきり国のほうの指導が出てきた段階で、また新たな委員さんということになるかと思うんですが、ご相談させてもらった上で、いろいろ取扱い、制度設計をしていきたいと存じますので、今まで皆さんにご意見いただいたところは、次の委員さんに引き継がせていただいて、制度設計を進めたいと思います。

誠に恐縮ですが、そういった形で下限面積の確認については、延長させていただきたいということでご了解いただければと思います。

以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、本当でしたら下限面積について協議いただく予定でしたが、法改正の絡みもあるものですから、今回については見合わせをしたいという提案でございます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

ほかに事務局ありますか。

事務局 特にありません。

議 長 なければ以上で議事、それから報告事項・協議事項、全て終わりました。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後２時１０分〕